

議案参考資料

[令和7年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

総務課 法制担当

議案名

議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

趣旨・目的

刑法等の一部を改正する法律が施行されるに伴い、条例中の文言整理を行おうとするものです。

概 要

刑法等の一部改正により、懲役及び禁錮が廃止されこれらに代えて拘禁刑が創設されました。この改正に伴い、法律の文言を引用する関係条例において「懲役」又は「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものです。

「懲役」は、所定の作業義務を課すことを内容とする自由刑で、「禁錮」とは、作業義務を科さない自由刑です。「拘禁刑」は、受刑者を刑事施設に拘置し、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、必要な指導を行うことができるとするものです。

《改正する条例》

No.	条例名	担当課
1	桐生市行政不服審査会条例	総務課
2	桐生市情報公開及び個人情報保護審査会条例	市民相談情報課
3	一般職の職員の給与に関する条例	人材育成課
4	桐生市職員退職手当支給条例	人材育成課
5	桐生市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	SDGs推進課
6	桐生市消防団条例	消防総務課

(施行期日：令和7年6月1日)

背景・経過

令和4年6月17日に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)が制定され、令和7年6月1日から施行されます。この改正は、各受刑者の特性に応じ、その改善更生及び再犯防止を図るために、より柔軟な処遇の実施を可能とすること等を目的に行われたもので、同改正で懲役及び禁錮が廃止され、これらは拘禁刑に一本化されました。

この法改正を受け、今回の条例改正は条例中の「懲役」又は「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改めるものであり、各条例の内容・運用に変更はありません。